資料６

介護保険運営協議会専門部会の再編について（案）

介護保険の制度改正、専門部会の所掌事務等を踏まえ、専門部会を次のように再編

【再編案】

金沢市介護保険運営協議会（H12）
・介護保険事業計画の策定又は変更
・介護保険に関する施策、実施状況の評価、その他重要事項
・地域包括支援センター運営協議会を兼ねる

長寿安心プランワーキング
・長寿安心プラン（金沢市老人福祉計画、介護保険事業計画）の策定や評価等

苦情等専門部会（H13）
・苦情に対する調査・協議

(改) 介護サービス等向上専門部会
・介護サービス等の指定基準に関すること
・介護サービス等の質等の向上に向けた検討に関すること
・地域密着型サービス事業者等の指定に関すること　等
以上について調査及び協議

地域包括支援センター専門部会（H18）
・金沢市地域包括支援センターに関すること
・介護予防に関すること
以上について調査及び協議

(新) 介護予防・生活支援専門部会
・総合事業に関すること
・ボランティアの活用に関すること
・生活支援コーディネーターの配置等に係る事業に関すること
以上について調査及び協議

金沢市地域包括ケアシステム推進基本構想評価専門部会（H26）
・構想の進捗状況の定期的な評価、見直しに関すること
以上について調査及び協議

事　務　局（金沢市）

【変更点１】
地域密着型サービス専門部会と介護サービス向上専門部会を統合

【変更点２】
介護予防・生活支援専門部会を新設

【現　行】

金沢市介護保険運営協議会（H12）
・介護保険事業計画の策定又は変更
・介護保険に関する施策、実施状況の評価、その他重要事項
・地域包括支援センター運営協議会を兼ねる

長寿安心プランワーキング
・長寿安心プラン（金沢市老人福祉計画、介護保険事業計画）の策定や評価等

苦情等専門部会（H13）
・苦情に対する調査・協議

地域密着型サービス専門部会（H18）
・地域密着型サービス事業者の指定
・地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬
以上について調査及び協議

地域包括支援センター専門部会（H18）
・金沢市地域包括支援センターに関すること
・介護予防に関すること
以上について調査及び協議

介護サービス向上専門部会（H24）
・介護サービス等の指定基準に関すること
・介護サービスの質等の向上に向けた検討に関すること
以上について調査及び協議

金沢市地域包括ケアシステム推進基本構想評価専門部会（H26）
・構想の進捗状況の定期的な評価、見直しに関すること
以上について調査及び協議

事　務　局（金沢市）

【変更点１】地域密着型サービス専門部会と介護サービス向上専門部会を統合

１　両部会の設置の経緯、目的及び所掌事項

(1) 地域密着型サービス専門部会（平成18年設置）

ア　設置の経緯

地域密着型サービスの創設と併せ、介護保険事業者の指定権限が市町村に与えられたことにより、これらの事務事業の運営について、公平・公正性を確保する観点から協議の場の設置が義務付けられたことから当該部会を平成18年度に設置

イ　設置目的

地域密着型サービス等の適正な運営について、専門的に調査及び協議をするため。

ウ　所掌事項

(1) 地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の指定
(2) 地域密着型サービス等の指定基準及び介護報酬
(3) その他必要な事項

(2) 介護サービス向上専門部会（平成24年設置）

ア　設置の経緯

平成24年４月からこれまで県にあった、地域密着型サービス以外の事業者指定や指導監督権限が中核市である本市に移譲され、併せて、事業者指定や介護保険サービスの人員、設備等の基準について、本市の条例で定めることとなった。

そのため、当該専門部会を平成24年度に設置し、本市の介護保険サービスに係る基準を検討

イ　設置目的

介護サービス等の適正な運営を検討することにより、もって金沢市にふさわしい介護サービスの提供体制を確保するため。

ウ　所掌事項

(1) 介護サービス等の指定基準
(2) 介護サービスの量の拡充と質の向上に向けた所要の検討
(3) その他必要な事項

２　部会統合の考え方

介護サービス向上専門部会の役割として、介護保険事業者の指定権限が中核市に移譲されたことに伴う介護保険サービスの人員、設備等の基準条例を平成24、26年度に制定したことにより、一つの区切りを迎えたものの、今後、サービスの向上に向けた検討は継続していく必要があることに加え、当該部会の設置目的や所掌事項について、地域密着型サービス専門部会を包括する機能があることから、両部会を統合することとする。

３　部会設置要綱改正案

部会設置要綱新旧対照表

改正案	現　行
介護サービス等向上専門部会設置要綱 第１条　介護サービス**、**介護予防サービス**、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス**（以下「介護サービス等」という。）の適正な運営を検討することにより、もって金沢市にふさわしい**介護サービス等**の提供体制を確保するため、**介護サービス等向上専門部会**（以下「専門部会」という。）を設置する。 第２条　専門部会は、前条の目的を達成するため、次の事項について調査及び協議を行う。 (1) 介護サービス等の指定基準 (2) **介護サービス等**の量の拡充と質の向上に向けた所要の検討 **(3) 地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の指定** **(4) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの介護報酬** **(5)** その他必要な事項 ２　専門部会は前項に定める事項の協議等の結果について、金沢市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）に報告を行う。 **【地域密着型サービス専門部会設置要綱は廃止】**	**介護サービス向上専門部会設置要綱** 第１条　介護サービス**及び**介護予防サービス（以下「介護サービス等」という。）の適正な運営を検討することにより、もって金沢市にふさわしい**介護サービス**の提供体制を確保するため、**介護サービス向上専門部会**（以下「専門部会」という。）を設置する。 第２条　専門部会は、前条の目的を達成するため、次の事項について調査及び協議を行う。 (1) 介護サービス等の指定基準 (2) **介護サービス**の量の拡充と質の向上に向けた所要の検討 **(3)** その他必要な事項 ２　専門部会は前項に定める事項の協議等の結果について、金沢市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）に報告を行う。 ※ 第３条以下は、両要綱とも同一の内容であるため掲載省略 **地域密着型サービス専門部会設置要綱** 第１条　金沢市の地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の適正な運営について、専門的に調査及び協議をするため、地域密着型サービス専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。 第２条　専門部会は、次の事項について調査及び協議を行い、その結果について金沢市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）に報告を行う。 **(1) 地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の指定** **(2) 地域密着型サービス等の指定基準及び介護報酬** (3) その他必要な事項

※　なお、両部会の統合により、介護サービス向上専門部会設置要綱を一部改正することとし、地域密着型サービス専門部会設置要綱は廃止することとする。

【変更点２】介護予防・生活支援専門部会の設置

１　専門部会の設置の経緯、目的及び所掌事項

(1)設置の経緯

・介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、要支援認定者等を支える制度として、ＮＰＯ、ボランティア、地域団体、住民等の多様な主体により様々なサービスを充実させることで地域の支え合いの体制づくりを推進し、効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す制度として、平成26年の介護保険法の改正により新たに創設された。

・本市においては、円滑に総合事業への移行を進めるため、事業の実施を２年間猶予する旨を条例に定め、平成29年４月からの総合事業の実施に向け、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備や市民への周知等を行い、制度移行の準備を着実に進めていく。

・制度移行に当たっては、介護予防や日常生活の支援に関する現状に加え、新たなニーズなどについて、把握・整理するとともに、本市の実情に応じた取組ができるよう、既存の介護保険サービス事業者、ＮＰＯ、各種ボランティア団体をはじめ多様なサービスの担い手における役割分担などについて、「介護予防・生活支援専門部会」を新たに設置し、検討を進めていく。

(2) 設置目的

高齢者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策等について、専門的に調査及び協議をするため。

(3) 所掌事項

ア　介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。

イ　介護予防・日常生活支援総合事業の実施におけるボランティアの活用※に関すること。

ウ　生活支援コーディネーターの配置等に係る事業に関すること。

エ　その他必要な事項

（※　地域における互助活動への元気な高齢者の参入を図るため、事前に登録されたボランティアが指定された活動を行った場合にポイントを付与する「ボランティアポイント制度」の導入に向けて、意識調査やポイントが付与される活動、ポイントを利用できる対象、ポイント管理機関のあり方等の検討を行う。）

２　部会設置要綱

金 沢 市 介 護 保 険 運 営 協 議 会
介護予防・生活支援専門部会設置要綱

第１条　高齢者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策等について、専門的に調査及び協議をするため、介護予防・生活支援専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

第２条　専門部会は、次の事項について調査及び協議を行い、その結果について金沢市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）に報告を行う。

（１）介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 115 条の 45 第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下同じ。）に関すること。

（２）介護予防・日常生活支援総合事業の実施におけるボランティアの活用に関すること。

（３）生活支援コーディネーターの配置等に係る事業（介護保険法第 115 条の 45 第２項第５号に掲げる事業をいう。）に関すること。

（４）その他必要な事項

第３条　専門部会は、委員 15 人以内で組織する。

２　委員は、運営協議会において、運営協議会委員の中から互選により選任する。

３　委員の任期は、運営協議会委員の任期とする。

４　委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

５　委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も又同様とする。

第４条　専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は委員の互選によりこれを選任し、副部会長は委員の中から部会長が指名する。

２　部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

３　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第５条　専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

第６条　専門部会は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる

第７条　この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。